

証券コード 5570
(発送日) 2023年12月 7日
(電子提供措置の開始日) 2023年11月30日

株 主 各 位

東京都千代田区神田須田町一丁目34番地 4
株 式 会 社 ジ エ ノ バ
代表取締役社長 河 野 芳 道

第23期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第23期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.jenoba.jp/ir/library/>

(上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR」「IRライブラリ」「株主総会関連」を順に選択いただき、ご確認ください。)

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/5570/teiji/>

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「ジェノバ」又は「コード」に当社証券コード「5570」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年12月21日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年12月22日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
（開催時刻が前回と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。）
2. 場 所 東京都千代田区内神田三丁目24番5号
エッサム神田ホール2号館 5階 大会議室
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）
3. 目的事項
報告事項 第23期（2022年10月1日から2023年9月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
議案 剰余金の配当の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前項のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

株主総会参考書類

議案 剰余金の配当の件

当期の期末配当につきましては、当期の堅調な業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおり増配いたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき金4円00銭（前期末に比べ1円増配）

配当総額 54,392,000円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年12月25日

(注)2023年2月10日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。
上記期末配当金は、株式分割後の基準で換算した配当額を記載しております。

以上

事業報告

(2022年10月1日から)
(2023年9月30日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に関する行動制限が解除され、感染症法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）上の位置づけが2023年5月に5類に移行したことで、日常生活における制約や経済活動への制限もなくなり、サービス業関連を中心とした個人消費は回復基調にあり、訪日外国人の増加でインバウンド需要が急速に回復している状況にあるなかで、景気の持ち直しが顕著に期待される状況にあります。しかし、ウクライナ情勢の長期化と円安にも起因したエネルギーコストや原材料価格の高騰とそれに伴う物価上昇による消費者マインドの変化、供給面での制約、世界的な金融引締めによる金利や為替の変動に関しては引き続き注視する必要があり、先行き不透明な状況が払拭されたとまでは言えない状況は依然と続いております。

また、衛星測位分野のビジネス環境は、引き続き未来に向かって大きく進歩してきている状況で、ビジネスの多様化は一層進んでおり、その用途の拡大は、ますますすそ野が広がるものと考えられます。このような状況下において当社は、2023年4月18日に東京証券取引所グロース市場に上場し、パブリックカンパニーとして新たな一歩を踏み出すことができました。これもひとえに、当社の株主の皆さま、お客さま、お取次店さま及びお取引先さまをはじめ、様々なステークホルダーの皆さまのご支援とご協力の賜物であると認識しており、心より御礼申し上げます。

当事業年度においても、GNSS補正情報配信サービス等を事業ドメインの中核として、高精度の位置補正データを、安定的かつ高品質に提供し、高付加価値のサービスとして展開するビジネスに邁進しております。また、継続的な事業拡大と企業体質の強化に取り組み、配信を停止しないシステムの増強、運用強化、移動体実験、レンタル会社や道路会社、ゼネコン等への積極的な提案外交を進め、ICT土木、IT農業分野、ドローンサービス等での連携強化などのサービス展開等を行っております。

業績面においては、その他の分野において、長年ご契約いただいていた研究機関等で進行していた各種実証実験や当社の補正データを用いた様々なプロジェクト等の一部終了に伴う契約満了が複数重なることもありましたが、まず測量分野においては、昨年12月中旬からクリス

マス前後にかけて北日本・日本海側を中心に予想を超える豪雪と寒波、また、長い梅雨の影響で当社の補正データをご利用になるお客さまが物理的に屋外での活動に制限が出てしまう等の影響もありながらも、年間を通しては当事業年度も順調に推移し、新規顧客件数、従量制でご利用いただいているお客さまの利用時間並びに定額制でご利用いただいているお客さまの数は順調に増加いたしました。ICT土木、IT農業分野は、国土交通省が推進する情報化施工推進戦略による拡大が総じて続いており、天候による影響を除いては、お客さまのサービス利用時間等にはあまり影響はなく、レンタル会社等向けの取扱いに関しても、引き続きアカウント数や利用時間ともに順調に拡大しております。

その結果、売上高は1,206,181千円（前年同期比3.8%増）、営業利益は651,214千円（前年同期比9.2%増）、営業外費用として上場関連費用を10,303千円計上したものの、経常利益は641,297千円（前年同期比7.5%増）、特別損益はなく、法人税等合計額を197,336千円計上したことで、当期純利益は443,960千円（前年同期比7.7%増）となり、売上・利益ともに過去最高だった前事業年度の業績を上回り、当事業年度においても過去最高を更新いたしました。

なお、セグメント別の経営成績につきましては、当社はG N S S 補正情報配信サービス等事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

② 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました当社の設備投資の総額は4,596千円で、その主なものは次のとおりであります。

設置場所	内容	金額
KDDI新宿データセンター 東京都新宿区	サーバリプレース	1,908千円
技術センター 大阪府吹田市	サーバリプレース	1,896千円

③ 資金調達の状況

当社は2023年4月18日に東京証券取引所グロース市場に上場いたしました。上場にあたり、2023年4月17日を払込期日とする公募による自己株式処分により、総額345,920千円の資金調達を行いました。

また、当社は、2023年5月17日を払込期日とするオーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関連した第三者割当による自己株式処分により、総額51,888千円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 20 期 (2020年9月期)	第 21 期 (2021年9月期)	第 22 期 (2022年9月期)	第 23 期 (当事業年度) (2023年9月期)
売 上 高 (千円)	997,271	1,051,899	1,162,160	1,206,181
経 常 利 益 (千円)	526,972	514,509	596,801	641,297
当 期 純 利 益 (千円)	363,933	355,369	412,231	443,960
1 株当たり当期純利益 (円)	30.18	29.03	30.96	33.95
総 資 産 (千円)	1,838,042	2,401,348	2,685,109	3,491,950
純 資 産 (千円)	1,463,025	2,077,275	2,287,681	3,092,446

(注) 当社は、2023年2月10日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。そのため、第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、GNSS測位における補正情報配信サービス等を展開する企業として、日々刻々と変化するお客さまのニーズに応えることができるよう注力しておりますが、GNSS補正情報配信サービス等事業の単一セグメントである当社は、業界の景気動向等に左右される可能性があります。今後も当社のサービスの活用領域や用途を拡大しながら、精度を必要とするICT（情報通信技術）分野におけるブランド化の確立と新分野への拡大を推進するため、事業上及び財務上の対処すべき課題として以下の施策に取り組んでいく方針であります。

① GNSS測位における補正情報配信サービス等の業者としてブランドの確立

当社のGNSS補正情報配信サービス等は、提供する位置情報等の精度や安定性、お客さま対応能力等、サービスへの信頼が重要となっております。当社は高精度で安定した配信を可能とするためにバックアップ体制の強化を進めるとともに、従来からのお客さま向けの当社の営業力や営業組織力の強化も進めてまいります。加えて、新たに高精度の位置情報を必要とする市場やお客さまに対しても積極的かつ適切な営業活動を行うとともに、新しいサービスの開発を進めてまいります。

当社は、これらの施策を取ることで、過剰な価格競争に陥ることなく、顧客満足度のさらなる拡大と提供するサービスの拡充による当社ブランドの確立に取り組んでまいります。

② お客さまのニーズを汲み取った高精度補正情報ビジネスの開拓

当社では、GNSS補正情報配信サービス等でのさらなるビジネス展開を図るため、きめ細かな営業活動においてお客さまのニーズを的確に把握し、増加する個別案件、コンシューマ案件に対し、実現可能な具体案・実証実験等を提案するとともに、当社内においてもその実現性を検討し、お客さまと実証実験を重ね、課題を解消してビジネス化につなげていくように鋭意努めております。また、高精度補正情報サービスを利用したビジネス開拓を目指し、補正情報の高度化・高付加価値化のための設備の新設や増強、さらには、お客さまのニーズに合致した通信装置の開発、解析エンジン（運用）バージョンアップ対応等も適宜行い、オリジナル商品の開発、ブロードキャスト配信等の実現化を目指してまいります。

③ 取次店並びにビジネスパートナーとのリレーション強化

当社では、少数の営業人員で多くのお客さまをカバーするべく、全国にある測量機器メーカーの取次店（GNSS受信機販売店）や業務提携等を締結しているビジネスパートナーとのリレーションを活かして、お客さまの獲得や既存のお客さまのフォローアップを行っております。全国各地に拠点を持つ取次店やビジネスパートナーとの協力体制を構築するためには、Face to Faceの機会を増やし、Web会議等を活用しながら、1件でも多く取次店やビジネスパートナーと接点を増やす必要があると考えております。全国をカバーするためにIT化による効率性を重視しながらも、取次店やビジネスパートナーとのさらなるリレーション強化に努めてまいります。また、業界動向、技術情報についての知識向上のため、取次店に対して勉強会等も実施しております。

④ 測量分野以外へのさらなる展開

当社では、現在も測量分野以外への展開を積極的に行っておりますが、今後、さらなる普及・拡大が予想される情報化施工分野で建機、レンタル会社等への提案外交、J-VIEW®開発やコールセンター設置等サポート体制の充実を図り、ICT土木を推進する自治体・企業へのサポート、ネットワーク型GNSS測位の普及活動等を継続的に実施しております。大規模展示会への自社出店、大手地域販売店の展示会への参加、自治体・企業へのサポート等、全国規模でユーザーからの課題を共有し、常に密な情報交換を行っております。また、ドローン分野、IT農業分野に加え、物流・防犯・点検等の分野のビジネスパートナーの拡大も進めてまいります。また、ビジネスパートナーの拡大と連携、新サービスの投入及び協調キャンペーン等を行うことにより、当社のサービスが必要となる事業領域のすそ野拡大により収益基盤の強化を一層図ってまいります。

⑤ コーポレート・ガバナンスの強化

当社が今後も事業の継続や拡大を進めるためには、現状の体制に満足することなく、常に事業や組織運営上の課題や問題点の把握・集約・改善が必要であり、そのためにもコンプライアンスの徹底や経営管理体制の構築はもとより、コーポレート・ガバナンスの強化が重要であると認識しております。

この課題に対処するために、今後は全役職員向けに定期的な教育研修等を行い、コンプライアンスの徹底及び経営管理体制の重要性について周知を図っていくとともに、コーポレートガバナンス・コードの基本原則に従い、株主の皆さまをはじめとする全てのステークホルダーからの社会的信頼に応えていくことを企業経営の基本的使命と考え、コンプライアンス体制の強化、迅速かつ正確な情報開示の充実に努め、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでまいります。

⑥ 優秀な人材の確保と労働生産性の向上

当社の衛星測位分野におけるビジネスは、新規参入を含め競争・多様化が進行しており、業容の拡大又は持続的な企業成長を実現するためには、専門的知見を有する高付加価値な能力を兼ね備えた人材をより多く確保するとともに、労働生産性を継続的に改善し向上させていくことが必要であると考えております。そのため、当社では、人員計画に準じて優秀な人材を確保するための継続的な採用活動を行い、従業員への教育・研修体制の充実に努めるとともに、各部門の業務効率化・省力化を目的に各種業務システム等の構築及び連携を行うことで、全社的な生産性の向上に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（2023年9月30日現在）

当社の主な事業は次の各号に掲げる衛星測位に係る補正情報配信サービス等であります。

- ① GNSS測位に係る位置補正情報の配信
- ② GNSSデータ及びその解析データの配信
- ③ GNSS受信機の周辺機器及び関連ソフトウェアの開発及び販売
- ④ GNSS関連機器の販売及び関連するコンサルティング業務

(6) 主要な営業所 (2023年9月30日現在)

名称	所在地
本社	東京都千代田区
技術センター	大阪府吹田市

(7) 使用人の状況 (2023年9月30日現在)

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
16 (2) 名	1名増 (-)	47.8歳	9.5年

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数(顧問)は、最近1年間の平均人員を () 外数で記載しております。
2. 使用人数には () 内に内書きで記載した顧問は含めておりません。
3. 平均年齢・平均勤続年数は臨時雇用者数を除く使用人の状況を記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年9月30日現在)

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2023年4月18日に東京証券取引所グロース市場に上場しました。

2. 株式の状況 (2023年9月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 56,000,000株
(2) 発行済株式の総数 14,205,000株 (自己株式607,000株を含む。)
(3) 株主数 4,123名
(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
南 安子	2,613,000 株	19.22%
南 尚子	2,612,000 株	19.21%
株式会社トプコン	1,500,000 株	11.03%
株式会社日立産機システム	1,000,000 株	7.35%
株式会社パスコ	875,000 株	6.43%
戸上 敏	223,000 株	1.64%
小曾根 毅	200,100 株	1.47%
小松 哲郎	200,000 株	1.47%
河野 芳道	161,000 株	1.18%
有限会社ゼンショウ	161,000 株	1.18%

- (注) 1. 当社は、自己株式を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

(6) その他の株式に関する重要な事項

- ① 2023年1月24日開催の臨時取締役会決議により、2023年2月10日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数が14,180,805株増加して14,195,000株となっております。
- ② 2023年2月9日開催の臨時株主総会において、定款変更が決議され、同日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。
- ③ 当事業年度中における新株予約権行使に伴う新株発行により、発行済株式総数が10,000株増加して14,205,000株となっております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 3 回 新 株 予 約 権	第 4 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2018年9月21日	2021年9月9日
新 株 予 約 権 の 数		650個	200個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 650,000株 (新株予約権1個につき 1,000株) (注) 1	普通株式 200,000株 (新株予約権1個につき 1,000株) (注) 1
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 100,000円 (1株当たり 100円) (注) 1	新株予約権1個当たり 200,000円 (1株当たり 200円) (注) 1
権 利 行 使 期 間		2019年12月20日から 2027年12月19日まで	2022年12月19日から 2030年12月18日まで
行 使 の 条 件		(注) 2	(注) 2
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 450個 目的となる株式数 450,000株 保有者数 2名	新株予約権の数 200個 目的となる株式数 200,000株 保有者数 2名
	社 外 取 締 役	—	—
	監 査 役	新株予約権の数 200個 目的となる株式数 200,000株 保有者数 1名 (注) 3	—

		第 5 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2022年11月24日
新 株 予 約 権 の 数		200個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 200,000株 (新株予約権1個につき 1,000株) (注) 1
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは 要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 220,000円 (1株当たり 220円) (注) 1
権 利 行 使 期 間		2024年12月1日から 2031年12月22日まで
行 使 の 条 件		(注) 2
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 200個 目的となる株式数 200,000株 保有者数 2名
	社 外 取 締 役	—
	監 査 役	—

- (注) 1. 2023年2月10日付で実施した株式分割（普通株式1株につき1,000株に分割）に伴い、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員の保有状況」における「目的となる株式数」が調整されております。
2. 新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権又は新株予約権者について以下に定める取得条項に該当する事由が発生していないことを条件とします。ただし、取締役会の決議により特に認められた場合はこの限りではありません。
- ・当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除き、当社は、残存する新株予約権全部を無償で取得することができる。
 - ・新株予約権者が次の①ないし③のいずれの身分とも喪失した場合、当社は、当該新株予約権者が保有する新株予約権全部を無償で取得することができる。

- ① 当社の取締役又は監査役
 - ② 当社の使用人
 - ③ 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他の名目の如何を問わず当社との間で委任請負等の継続的な契約関係にある者
- ・新株予約権者につき、次の①ないし⑪のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、当該新株予約権者が保有する新株予約権全部を無償で取得することができる。
- ① 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合
 - ② 新株予約権者が死亡した場合
 - ③ 新株予約権者が割当を受けた新株予約権の一部又は全部を当社の取締役会の承認を得ずに、譲渡、質入その他の処分をした場合
 - ④ 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合
 - ⑤ 新株予約権者が当社と競合する業務を営む会社を直接もしくは間接に設立し、又はその役員もしくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社と競業した場合。ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く
 - ⑥ 新株予約権者が法令違反その他不正行為により当社の信用を損ねた場合
 - ⑦ 新株予約権者が差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ⑧ 新株予約権者が支払停止もしくは支払不能となり、又は振出しもしくは引受けた手形もしくは小切手が不渡りとなった場合
 - ⑨ 新株予約権者につき破産その他これらに類する手続き開始の申立てがあった場合
 - ⑩ 新株予約権者につき解散の決議が行われた場合
 - ⑪ 新株予約権者が新株予約権の要項又は新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合
- ・新株予約権者が当社の取締役もしくは監査役又は使用人の身分を有する場合（新株予約権発行後に係る身分を有するに至った場合を含む）において、次の①又は②のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、当該新株予約権者が保有する新株予約権全部を無償で取得することができる。
- ① 新株予約権者が当社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
 - ② 新株予約権者が取締役としての忠実義務等当社に対する義務に違反した場合
- ・新株予約権の相続人は、本新株予約権を行使することができない。
- ・各新株予約権の行使に当たっては、新株予約権 1 個の一部についてこれを行使することはできないものとする。
3. 監査役保有分は、新株予約権発行時に当社取締役の地位にあったときに付与されたものであります。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

第 5 回 新 株 予 約 権	
発 行 決 議 日	2022年11月24日
新 株 予 約 権 の 数	200個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 200,000株 (新株予約権1個につき 1,000株) (注) 1
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 220,000円 (1株当たり 220円) (注) 1
権 利 行 使 期 間	2024年12月1日から 2031年12月22日まで
行 使 の 条 件	(注) 2
使 用 人 等 へ の 交 付 状 況	新株予約権の数 200個 目的となる株式数 200,000株 交付対象者数 9名

- (注) 1. 2023年2月10日付で実施した株式分割（普通株式1株につき1,000株に分割）に伴い、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「使用人等への交付状況」における「目的となる株式数」が調整されております。
2. 新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権又は新株予約権者について以下に定める取得条項に該当する事由が発生していないことを条件とします。ただし、取締役会の決議により特に認められた場合はこの限りではありません。
- ・当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除き、当社は、残存する新株予約権全部を無償で取得することができる。
 - ・新株予約権者が次の①ないし③のいずれの身分とも喪失した場合、当社は、当該新株予約権者が保有する新株予約権全部を無償で取得することができる
- ① 当社の取締役又は監査役
 ② 当社の使用人
 ③ 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他の名目の如何を問わず当社との間で委任請負等の継続的な契約関係にある者

- ・新株予約権者につき、次の①ないし⑪のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、当該新株予約権者が保有する新株予約権全部を無償で取得することができる。
 - ① 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合
 - ② 新株予約権者が死亡した場合
 - ③ 新株予約権者が割当を受けた新株予約権の一部又は全部を当社の取締役会の承認を得ずに、譲渡、質入その他の処分をした場合
 - ④ 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合
 - ⑤ 新株予約権者が当社と競合する業務を営む会社を直接もしくは間接に設立し、又はその役員もしくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社と競業した場合。ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
 - ⑥ 新株予約権者が法令違反その他不正行為により当社の信用を損ねた場合
 - ⑦ 新株予約権者が差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ⑧ 新株予約権者が支払停止もしくは支払不能となり、又は振出しもしくは引受けた手形もしくは小切手が不渡りとなった場合
 - ⑨ 新株予約権者につき破産その他これらに類する手続き開始の申立てがあった場合
 - ⑩ 新株予約権者につき解散の決議が行われた場合
 - ⑪ 新株予約権者が新株予約権の要項又は新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合
- ・新株予約権者が当社の取締役もしくは監査役又は使用人の身分を有する場合（新株予約権発行後に係る身分を有するに至った場合を含む）において、次の①又は②のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は当該新株予約権者が保有する新株予約権全部を無償で取得することができる。
 - ① 新株予約権者が当社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
 - ② 新株予約権者が取締役としての忠実義務等当社に対する義務に違反した場合
- ・新株予約権の相続人は、本新株予約権を行使することができない。
- ・各新株予約権の行使に当たっては、新株予約権 1 個の一部についてこれを行使することはできないものとする。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2023年9月30日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	河 野 芳 道	
代表取締役専務	戸 上 敏	
取 締 役	長 尾 隆 史	弁護士 長尾法律事務所 代表 愛媛オーシャン・ライン株式会社 監査役
常 勤 監 査 役	菅 原 光 一	
監 査 役	大 鹿 博 文	税理士 大鹿博文税理士事務所 代表 イーウエストコンサルティング株式会社 代表取締役 株式会社久世 監査役 (社外) 株式会社チャーム・ケア・コーポレーション 監査役 (社外)
監 査 役	野 地 博 久	公認会計士 株式会社軽子坂パートナーズ 株式会社ファイブズ 監査役 (社外)

- (注) 1. 取締役長尾隆史氏は、社外取締役であります。
2. 監査役大鹿博文氏及び監査役野地博久氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役菅原光一氏、監査役大鹿博文氏及び監査役野地博久氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役菅原光一氏は、長年にわたり当社の経営企画室に在籍し業務に携わってきた経験があります。
 - ・監査役大鹿博文氏は、税理士の資格を有しております。
 - ・監査役野地博久氏は、公認会計士の資格を有しております。
4. 2023年2月9日開催の臨時株主総会終結の時をもって、社外取締役の澤正三氏は辞任により退任いたしました。澤正三氏の退任時における重要な兼職は、株式会社ダイゾー代表取締役専務であります。
5. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を各社外取締役及び各監査役との間で締結することができる旨を定款で定めておりますが、当事業年度においては締結しておりません。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に関する決定方針を定めております。当該方針等の内容の概要は、以下のとおりであります。

当社は、2022年12月19日開催の定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額200百万円以内（決議時点の取締役の員数は4名（うち社外取締役2名））、監査役の報酬限度額は年額50百万円以内（決議時点の監査役の員数は3名）と決議されております。当社の取締役の報酬は、固定報酬、役員賞与及び役員退職慰労金で構成し、株主総会にて決議された報酬限度額の範囲内で決定しております。固定報酬及び役員賞与は、前年度の報酬額をもとに職務内容や責任、役位、在任年数、業績に応じて、他社水準や従業員給与の水準も考慮し、最終的な決定を代表取締役社長である河野芳道に委任することとしております。委任の理由は、当社全体の業績等を俯瞰しながら各取締役の担当業務の評価を行うには、代表取締役社長が最も適していると考えられるためであります。役員退職慰労金は、「役員退職慰労金規程」に基づき、役位及び役位別在任期間等に応じて定まる金額として算定しております。社外取締役の報酬は、固定報酬のみとしております。

監査役の報酬については、株主総会にて決議された報酬限度額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

なお、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬の内容の決定は、取締役会において代表取締役から提示された各取締役の報酬額の素案をもとに社外取締役を含めた全取締役で議論した上で決定していることから、当該方針に沿うものであると取締役会が判断しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬 (千円)	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	51,150 (3,750)	51,150 (3,750)	—	—	3 (1)
監 査 役 (うち社外監査役)	15,450 (5,100)	15,450 (5,100)	—	—	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	66,600 (8,850)	66,600 (8,850)	—	—	6 (3)

(注) 1. 当社は、業績連動報酬等を支給していません。

2. 当社は、非金銭報酬等を支給していません。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役長尾隆史氏は、長尾法律事務所の代表及び愛媛オーシャン・ライン株式会社の監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・取締役澤正三氏は、株式会社ダイゾーの代表取締役専務であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。
 - ・監査役大鹿博文氏は、大鹿博文税理士事務所の代表、イーウエストコンサルティング株式会社の代表取締役、株式会社久世の社外監査役及び株式会社チャーム・ケア・コーポレーションの社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・監査役野地博久氏は、公認会計士で株式会社軽子坂パートナーズの主要メンバー及び株式会社ファインズの社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 長尾隆史	当事業年度に開催された取締役会22回の全てに出席いたしました。主に弁護士として専門知識と見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に弁護士のみならず上場会社の社外役員を長年歴任してきた経験と法律分野について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 澤正三	当事業年度において2023年2月9日に退任するまでの間に開催された取締役会11回全てに出席いたしました。企業経営者の立場から専門・経験を踏まえた発言及び経営等の助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役 大鹿博文	当事業年度に開催された取締役会22回の全てに、また、監査役会15回の全てに出席いたしました。税理士としての専門的見地と上場会社の社外役員を長年歴任してきた経験等から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制や経理システム並びに内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
監査役 野 地 博 久	<p>当事業年度に開催された取締役会22回の全てに、また、監査役会15回の全てに出席いたしました。</p> <p>公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制や経理システム並びに内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。</p>

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17,600千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、株式上場に伴うコンフォート・レター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合し、企業倫理を重んじ、かつ、社会的責任を果たすため「リスク管理規程」を取締役等に周知徹底させる。
 - (2) コンプライアンス管理の主管部門は管理部とする。
 - (3) 管理部は少なくとも半年に1回以上リスク及びコンプライアンスに関する問題を取りまとめ取締役会へ報告する。この報告の中で、問題となった事項等必要に応じコンプライアンスに関する研修・意識共有を行う。
 - (4) 組織、職制、指揮命令系統及び業務分掌等を定めた「組織規程」、及び各職位の責任体制の運用に関する基本的事項を定めた「職務権限規程」に基づき、これらの規程に従い職務の執行がなされる体制を整備し、経営環境の変化に対応する。
 - (5) 連絡先を社内窓口は管理部、社外窓口は顧問弁護士に設定した「内部通報窓口」を設置し、社内の法令違反について適切な情報供給がなされる体制を構築する。内部通報窓口の存在の周知と、運用方法については「倫理規程」によって社内に周知し、相談者・通報者に対して不利益な取扱いを行わないこととする。
 - (6) 内部監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備し実施する。
- ② 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 「取締役会規則」に基づき、月1回の定例取締役会並びに随時行う臨時取締役会において重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況についての情報を共有する。
 - (2) 予算制度に基づき、月次業績をタイムリーに把握し、必要に応じ対応策を検討・実施する。
- ③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行状況の報告は、取締役会議事録等の文書（関連資料及び電子媒体等に記録されたものを含む。以下「文書」という。）に保存され、その情報の管理については、「文書管理規程」の定めるところによる。
- ④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理担当責任者は管理部長とし、リスク管理の統括部門は管理部とする。

リスク管理担当責任者並びに管理部は、「リスク管理規程」に基づき、事業全体のリスクを網羅的に把握・管理する体制（以下「リスク管理体制」という。）の構築を行い、これを運用するリスク管理体制は、社会環境の変化に対応する。

⑤ 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 社長は、財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備を経営上の最重要項目の一つと位置づけ、財務報告の信頼性確保を推進する。
- (2) 財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防ぐよう管理することで、内部統制が有効に機能する体制構築を図る。
- (3) 財務報告の信頼性を確保するために、内部監査人により、業務プロセスのリスク評価を継続的に実施するとともに、評価結果を社長に報告する。

⑥ 監査役監査の実効性を確保するための体制

- (1) 取締役等は、法定事項の他、以下の事項を監査役に報告する。
 - ①当社の経営・業績に影響を及ぼす重要な事項
 - ②当社の内部監査部門の活動概要
 - ③当社の内部統制に関する活動概要
 - ④通報の状況
- (2) 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会その他の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べる。
- (3) 監査役の職務の執行について生ずる弁護士、公認会計士等に対する費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理は、監査役の職務に必要でないと認められる場合を除き、会社がこれを負担する。
- (4) 監査役と内部監査人・会計監査人との十分な連携を図ることにより、監査が実効的に行われるための体制を整備する。
- (5) 監査役は稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じ取締役等に対し、その説明を求めることができる。

⑦ 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方及び反社会的勢力排除に向けた整備状況

- (1) 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針としこれを社内規程等に明文化し、社長以下組織全員が一丸となって反社会的勢力の排除に取り組む。
- (2) 管理部を反社会的勢力対応部署として位置づけ、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、役員及び使用人が基本方針を遵守するような教育体制を構築するとともに、反社会的勢力

による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。

- (3) 既存の取引先が反社会的勢力と関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には、取引を解消する。また、新規の取引に当たっては、反社会的勢力に関する情報を利用した取引先の属性調査を行い、反社会的勢力との関係を持たない体制を整える。なお、取引の契約書に反社会的勢力排除条項等を導入し、反社会的勢力との関係を遮断する体制を整える。
- (4) 反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から警察、全国暴力追放運動推進センター、顧問法律事務所等の外部専門機関と密接に連携し、有事の際の協力体制を構築する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制について、体制の整備当初から、内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に確認し調査を実施しており、取締役会にその内容を報告しております。また、確認調査の結果判明した問題点等につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの運用に努めております。

なお、業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① リスク管理、損失の危険の管理、コンプライアンスに関する体制、取組み

当社は、想定されうるリスクを早期にとらえることができるよう、リスクの洗い出しとリスクの見直し、検討、その洗い出し・見直し・検討したリスクの経過等も含めて議論を深め、適切なリスク管理とコンプライアンスを統括する組織として、代表取締役社長を委員長とし、常勤取締役（2名）、常勤監査役（1名）及び各部署責任者で構成する「リスク管理・コンプライアンス委員会」を年2回定期的に実施してはいましたが、改正内閣府令の新たな概要や、各種法令等の改正、更には求められる開示内容を充実させる必要性等を鑑みて、社内で検討すべき事項をより深く、また、サステナビリティとコーポレート・ガバナンスの観点も同時に議論し統括できるよう、当期（2024年9月期）より「リスク管理、コンプライアンス、サステナビリティ、コーポレート・ガバナンス委員会」として体制を構築し直し実施しております。実施した内容については、取締役会に報告しております。また、内部通報窓口を管理部長、外部通報窓口を法律事務所とし、使用人からの直接通報の手段を確保しております。

② 取締役の職務執行に関する取組み

当社は、取締役会において重要事項の決定や取締役の業務執行状況の監督等を行っており、当事業年度は22回開催しております。取締役会においては、各部門を担当する取締役等からの業

務執行についての報告に対して、社外取締役が適宜忌憚のない意見を述べ、経営の監視・監督に努めております。

③ 監査役監査に関する取組み

監査役は、取締役会、経営会議及び「リスク管理、コンプライアンス、サステナビリティ、コーポレート・ガバナンス委員会」等の重要な会議への出席、各取締役との面談、稟議書等の重要書類の閲覧、内部監査責任者からの意見聴取、情報交換を行い、取締役及び使用人の職務執行の状況を監査しております。当事業年度は監査役会を15回開催し、適切に情報共有を図ることで監査の実効性を高めております。また、監査役は、会計監査人より監査計画報告、四半期レビュー及び期末監査結果報告を受領し定期的な情報交換を行うとともに、会計監査人の選定及び監査報酬決定に関わる協議を実施しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では、特別な買収防衛策は導入いたしておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ必要であれば弾力的な検討を行ってまいります。

貸借対照表

(2023年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,367,414	流 動 負 債	346,767
現金及び預金	3,231,952	買掛金	13,541
売掛金	108,854	未払費用	7,799
商品	11,277	未払法人税等	114,579
前払費用	13,275	未払消費税等	23,602
その他	2,380	契約負債	156,339
貸倒引当金	△326	賞与引当金	18,907
		その他	11,997
固 定 資 産	124,536	固 定 負 債	52,737
有 形 固 定 資 産	74,620	長期未払金	5,224
建物附属設備	69	役員退職慰労引当金	43,178
工具、器具及び備品	74,550	資産除去債務	4,334
無 形 固 定 資 産	7,560	負 債 合 計	399,504
ソフトウェア	7,560	(純 資 産 の 部)	
投 資 そ の 他 の 資 産	42,356	株 主 資 本	3,092,446
敷金	5,858	資本金	474,000
破産更生債権等	755	資本剰余金	436,687
長期前払費用	5,920	資本準備金	138,000
繰延税金資産	29,902	その他資本剰余金	298,687
その他	675	利 益 剰 余 金	2,274,538
貸倒引当金	△755	利益準備金	2,412
		その他利益剰余金	2,272,126
資 産 合 計	3,491,950	繰越利益剰余金	2,272,126
		自 己 株 式	△92,779
		純 資 産 合 計	3,092,446
		負 債 純 資 産 合 計	3,491,950

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2022年10月1日から
2023年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	1,206,181
売 上 原 価	248,398
売 上 総 利 益	957,783
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	306,568
営 業 利 益	651,214
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	33
保 険 配 当 金	749
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	5
上 場 関 連 費 用	10,303
為 替 差 損	390
経 常 利 益	641,297
税 引 前 当 期 純 利 益	641,297
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	200,607
法 人 税 等 調 整 額	△3,270
当 期 純 利 益	443,960

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年10月1日から
2023年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己株式		
		資本準備金	その 他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当 期 首 残 高	473,500	137,500	41,500	179,000	2,412	1,866,169	1,868,581	△233,400	2,287,681	
当 期 変 動 額										
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	500	500		500			-		1,000	
剰 余 金 の 配 当				-		△38,004	△38,004		△38,004	
当 期 純 利 益				-		443,960	443,960		443,960	
自 己 株 式 の 処 分			257,187	257,187			-	140,620	397,808	
当 期 変 動 額 合 計	500	500	257,187	257,687	-	405,956	405,956	140,620	804,764	
当 期 末 残 高	474,000	138,000	298,687	436,687	2,412	2,272,126	2,274,538	△92,779	3,092,446	

	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高	2,287,681
当 期 変 動 額	
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	1,000
剰 余 金 の 配 当	△38,004
当 期 純 利 益	443,960
自 己 株 式 の 処 分	397,808
当 期 変 動 額 合 計	804,764
当 期 末 残 高	3,092,446

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

② 無形固定資産

・ 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に支給する賞与の支払に備えるため、翌期支給見込額のうち当年負担額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

① データ配信サービス

当社はGNS S 補正情報配信サービスを主な事業としており、ネットワーク型GNS S データサービス会員規約に基づきサービスを提供する義務を負っております。

契約期間にわたりサービスを提供することで履行義務を充足するため、定額サービスについては月額・年額などプラン内容により固定金額を当該期間で収益として認識し、また、従量サービスについては利用時間に契約単価を乗じた金額をサービス提供時点で収益として認識しております。取引の対価は履行義務を充足してから概ね1ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

② 通信機器

GNS S 補正情報配信サービスに付随して通信機器を販売しており、出荷時から当該通信機器の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の間であるため、「収益認識会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会）第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。取引の対価は履行義務を充足してから概ね1ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

2. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 273,218千円

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 14,205,000株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数
普通株式 607,000株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年12月19日 定時株主総会	普通株式	38,004	3,000	2022年9月30日	2022年12月20日

(注) 2023年2月10日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。「1株当たり配当額」については、当該分割前の金額を記載しております。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年12月22日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	54,392	4	2023年9月30日	2023年12月25日

(4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 1,895,000株

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、設備投資計画に照らして、必要な資金は主として自己資金で充足しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、利用しておりません。

②金融商品の内容及びそのリスク

売上債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

仕入債務である買掛金は、流動性リスクに晒されておりますが、ほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

③金融商品に係るリスク管理体制

(1) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、販売管理規程に従い、営業債権について、営業部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

(2) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、借入金について固定利率を選択し、金利の変動リスクを回避することとしております。

(3) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金繰計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(注) 1. 現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金及び未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内（千円）
現金及び預金	3,231,952
売掛金	108,854
合計	3,340,807

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	6,494千円
賞与引当金	5,789千円
長期未払金	1,599千円
役員退職慰労引当金	13,221千円
その他	2,797千円
繰延税金資産合計	<u>29,902千円</u>

6. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	売上高
データ配信サービス	1,169,293
通信機器	36,888
顧客との契約から生じる収益	1,206,181
その他の収益	—
外部顧客への売上高	1,206,181

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

1. (重要な会計方針に係る事項に関する注記) の「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

①顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	105,025	108,854
契約負債	142,901	156,339

契約負債は、主にデータ配信の定額サービス（年額）に申し込まれた顧客からの前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首残高の契約負債残高に含まれていた額は、142,881千円であります。

また、当事業年度における契約負債の増減は、前受金の受取による増加と収益の認識による減少であります。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社は、残存履行義務に配分した取引価格について、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、記載を省略しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額	227円42銭
(2) 1株当たりの当期純利益	33円95銭

(注) 1株当たりの純資産額及び1株当たりの当期純利益は当事業年度に行いました株式の分割が当事業年度の期首に行われたと仮定してそれぞれ算定しております。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年11月24日

株式会社ジェノバ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	開内	啓行
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川口	靖仁

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジェノバの2022年10月1日から2023年9月30日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年10月1日から2023年9月30日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査責任者、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年11月24日

株式会社ジェノバ 監査役会
常勤監査役 菅原 光 一 ㊞
社外監査役 大鹿 博文 ㊞
社外監査役 野地 博久 ㊞

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区内神田三丁目24番5号
エッサム神田ホール2号館 5階 大会議室
TEL 03-3254-8787



- 交通 JR「神田駅」 北口より 徒歩2分
東京メトロ銀座線「神田駅」 4番出口 徒歩2分
東京メトロ丸ノ内線「淡路町駅」 A1出口 徒歩5分
都営新宿線「小川町駅」 A1出口 徒歩5分

※駐車場のご用意はいたしておりません。お車でのご来場はご遠慮ください。

※ご出席の株主さまへのお土産のご用意はございません。

何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。